

施策の概要

5. 管理栄養士・栄養士の資質の向上、人材育成

○管理栄養士等制度の改正(平成12年4月)

高度化・多様化する社会ニーズに対応できる管理栄養士等の養成及び業務の明確化(傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導等)を行うための所要の法律改正を行った。

○地域における行政栄養士の業務について(平成15年10月健康局長通知)

○地域における行政栄養士の基本指針について(平成15年10月生活習慣病対策室長通知)

健康増進法の施行を受け、国、都道府県、市町村の行政栄養士の果たす役割を明確にするための基本方針を示した。

○地域における食生活改善に向けた連携事例集の作成及び行政栄養士研修会の開催(平成15年11月)

食生活の改善のためには、衛生部局のみでなく教育部局、農林部局等との連携が必要であることから、地域における連携事例をとりまとめるとともに、連携事例集を活用した研修会を開催した。

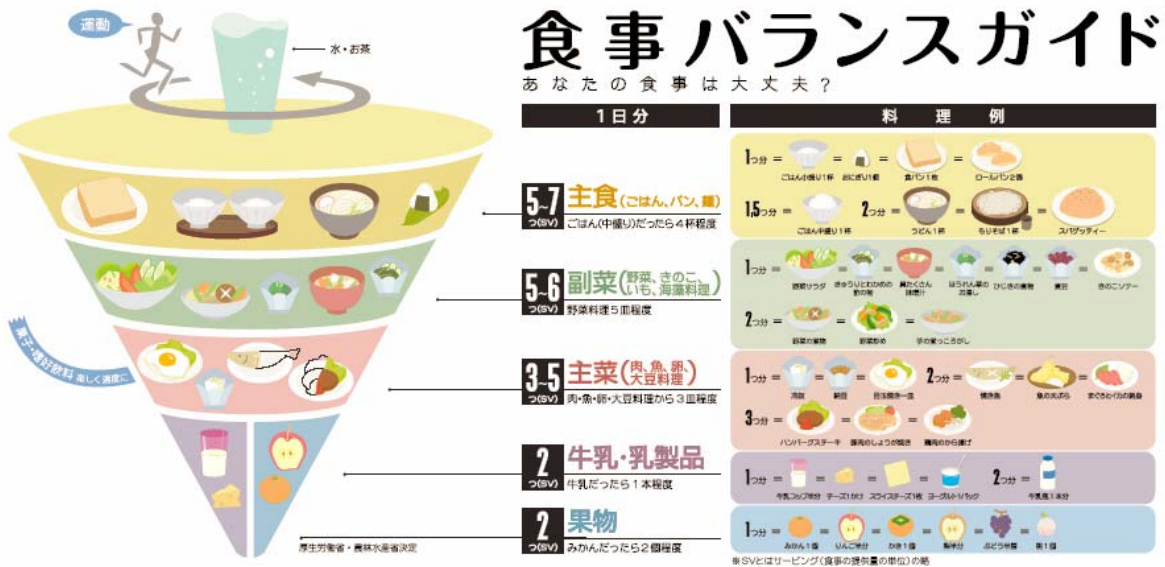
6. 食育の推進

○食育基本法の施行(平成17年6月)

国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を総合的、計画的に推進するため、食育基本法が施行された。

○食育推進基本計画の策定(平成18年3月)

達成すべき目標として、「内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を認知している国民の割合の増加」、「朝食を欠食する国民の割合の減少」、「食事バランスガイド等を参考に食生活を送っている国民の割合の増加」等が挙げられており、具体的な取組として、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に関する知識の普及啓発、肥満予防対策の推進、朝食欠食率減少に向けた取組の推進、食事バランスガイドの普及啓発、人材の育成・活用、食品関連事業者等による食育の推進などを行う。



## 4 身体活動・運動

個別分野の施策	
身体活動・運動	<p>身体活動・運動には、生活習慣病の発生を予防する効果があり、健康づくりの重要な要素であることから、国民の身体活動・運動に対する意識を高め、日常の活動性及び運動習慣を持つ者の割合を増加させるとともに、これらの活動を行うことができる環境づくりを行う必要がある。</p> <p>目標は、日常の生活における身体活動に対する意識、運動習慣等について、成人及び高齢者に分けて設定する。</p>
施策の概要	<p>1. 科学的根拠に基づく運動施策の推進</p> <p>○運動所要量の見直し 健康を維持するために必要な運動量を示した「運動所要量」(平成元年度策定)の普及啓発を行ってきたが、最新の科学的知見をふまえたものとするため、平成 17 年8月に検討会を設置し、平成18年7月に「健康づくりのための運動基準」を策定した。</p> <p>2. 運動習慣の定着に必要な知識の普及</p> <p>○運動指針の見直し 運動所要量に基づき誰もが気軽に運動を行えるよう「運動指針」(平成5年度策定)の普及啓発を行ってきたが、運動所要量同様に見直しを図るため、平成 17 年8月に検討会を設置し、「健康づくりのための運動基準」に基づき、平成 18 年7月に「健康づくりのための運動指針(エクササイズガイド 2006)」を策定した。</p> <p>3. 健康づくりのための運動実践の場の提供</p> <p>○健康増進施設の認定 健康増進のための運動を安全かつ適切に行うことができる施設を健康増進施設として認定。 〔健康増進施設の類型〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●運動型健康増進施設 トレーニングジム等の設備及び健康増進のための運動プログラム提供者等の配置 399 施設 (H18.6.30 現在)</li> <li>●温泉利用型健康増進施設 上記の要件に加え、健康増進のための温泉利用の設備及び温泉利用指導者の配置 29 施設 (H18.6.30 現在)</li> <li>●温泉利用プログラム型健康増進施設 生活指導及び応急処置の設備、温泉利用プログラム提供及び温泉入浴指導員の配置 9 施設 (H18.6.30 現在)</li> </ul> <p>4. 健康づくりのための運動実践を支援する人材の養成</p> <p>○健康づくりのための運動指導者の知識及び技能に係る審査等 昭和 63 年度から平成 17 年度まで(財)健康体力づくり事業財団が、厚生労働大臣の認定を得て、生活習慣病を予防して健康水準を保持・増進するという観点から、医学的基礎知識、運動生理学の知識等に立脚しつつ、個人個人の身体の状況に応じた運動プログラムの提供及び実践指導を行う者の養成、試験等を実施。事業の大臣認定については、平成 17 年度末をもって廃止したが、同財団においては、大臣認定廃止後の健康運動指導士等の養成・普及定着方策を探る委員会を設けて検討を続け、本年6月、以下の5点を主な内容とする健康運動指導士制度の充実強化策を取りまとめ、平成19年度から導入されることとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場実習の導入を含む養成カリキュラムの充実強化</li> <li>・4年制体育系大学等を対象とする健康運動指導士養成校制度の創設</li> <li>・保健師、管理栄養士等に対する講習会の一部科目免除</li> <li>・実務経験者に対する受験資格の付与</li> <li>・登録更新時講習の充実</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>●健康運動指導士 10,998 名 (H18.7.1 現在)</li> <li>●健康運動実践指導者 22,381 名 (H18.7.1 現在)</li> </ul>

## 5 休養・こころの健康づくり

個別分野の施策	
休養・こころの健康づくり	<p>こころの健康は、生活の質を大きく左右する要素である。身体及びこころの健康を保つための三要素は、適度な「運動」、バランスの取れた「栄養・食生活」、心身の疲労回復と充実した人生を目指す「休養」とされている。さらに、十分な睡眠をとり、ストレスと上手につきあうことはこころの健康に欠かせない要素となっている。</p> <p>目標は、ストレスの低減、睡眠の確保及び自殺者の減少について設定する。</p>
施策の概要	<p>1. ストレスへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○心の健康づくり推進事業 精神保健福祉センターにおいて精神疾患に関する相談窓口の設置、精神保健に関する知識の普及等を行うことにより国民の精神的健康の保持増進を図る。</li> <li>○地域精神保健指導者(こころの健康問題)研修事業 地域精神保健従事者に対し、地域住民が抱えるうつ、ストレス、不眠等のこころの健康問題に関する知識や対応方法を習得させるための研修会を実施する。</li> <li>○こころの健康づくり地域関係者研修事業 都道府県において地域住民が抱えるうつ、ストレス、不眠等のこころの健康問題に関する知識や対応方法を習得している地域精神保健従事者を主に対象として、当該地域に適合した自殺予防対策の強化を目的とした研修を実施する。</li> <li>○こころの健康づくり普及啓発事業 都道府県において地域の実情に即した方策を検討し、各種 PR 活動を行うなどにより、地域におけるこころの健康問題に関する正しい知識の普及啓発を促進する。</li> <li>○「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の啓発・研修事業 メンタルヘルス対策の啓発用パンフレットの作成・配布等及び管理監督者、産業保健スタッフ等に対する研修を実施する。</li> <li>○メンタルヘルス対策支援事業 事業場に対してメンタルヘルス関係の専門家による事業場の体制づくりに対する指導等を実施する。</li> <li>○働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業 地域産業保健センターにおいて、保健所等地域の保健機関と協力しつつ、メンタルヘルス不調となった労働者とその家族を対象としたセミナーや相談会を実施する。</li> <li>○産業医等医師を対象とした研修事業 産業保健に協力的な精神科医に対する産業保健に関する研修を実施するとともに、メンタルヘルスに関する知識、対応方策などメンタルヘルス対策について、産業医等を参集し研修を実施する。</li> </ul> <p>2. 十分な睡眠の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○健康づくりのための睡眠指針検討会報告書の策定(平成 15 年3月) 成人を対象として、睡眠の問題を予防・改善するための情報を7つの柱として整理したものであり、個人個人の自己選択に基づいて、本指針に示すような生活習慣の工夫が推奨され、それぞれの柱の中の各フレーズから、自らの生活の中に取り入れられそうなものを自分の生活に合わせて実践するもの。</li> </ul> <p>3. 自殺対策</p> <p>【相談体制等の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自殺防止のための相談推進協議会事業 「いのちの電話」を中心に、相談関係機関等が参画した自殺防止ネットワークを構築し、相談体制の充実強化を図るため、相談推進協議会を設置する。</li> <li>○相談研修等活動推進事業 全国 47 都道府県において、「いのちの電話」の相談員の確保、資質の向上を図るため、養成研修等を行う。</li> </ul> <p>【普及・啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「いのちの日」の行事の開催等による自殺防止相談窓口の普及・啓発事業 (12 月 1 日を「いのちの日」とし、自殺防止に係る啓発普及活動を行う。)</li> <li>○「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の啓発・研修事業(再掲)</li> <li>○メンタルヘルス対策支援事業(再掲)</li> <li>○働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業(再掲)</li> <li>○産業医等医師を対象とした研修事業(再掲)</li> <li>○地域精神保健指導者(こころの健康問題)研修事業(再掲)</li> <li>○こころの健康づくり地域関係者研修事業(再掲)</li> <li>○こころの健康づくり普及啓発事業(再掲)</li> </ul> <p>【研究の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自殺問題に関する総合的な調査研究等の推進 データの収集と分析による自殺の実態把握を行うとともに、自殺関連予防プログラムの開発や労働者のメンタルヘルス等に関する研究を推進する。</li> </ul>

## 6 たばこ

個別分野の施策	
たばこ	<p>たばこは、がんや循環器病など多くの疾患と関連があるほか、妊娠に関連した異常の危険因子である。</p> <p>「健康日本21」においては、①たばこの健康影響についての十分な知識の普及、②未成年者の喫煙防止(防煙)、③受動喫煙の害を排除し、減少させるための環境づくり(分煙)、④禁煙希望者に対する禁煙支援について設定している。また、厚生科学審議会の「今後のたばこ対策の基本的考え方について」(平成14年12月25日意見具申)においては、「国民の健康増進の観点から、今後、たばこ対策に一層取り組むことにより、喫煙率を引き下げ、たばこの消費を抑制し、国民の健康に与える悪影響を低減させていくことが必要である。」と指摘されている。</p> <p>さらに、平成17年2月には、保健分野における初めての多数国間条約である「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が発効し、我が国も批准国として、たばこ対策を強力に推進することが求められている。</p>
施策の概要	<p>1. 喫煙が及ぼす健康影響についての十分な知識の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○禁煙週間及び世界禁煙デー記念シンポジウムの開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>喫煙しないことが一般的な社会習慣となることを目指し、世界保健機関(WHO)が平成元年に毎年5月31日を「世界禁煙デー」と定めたと同様、これを受け、厚生労働省においても「世界禁煙デー」に始まる一週間を「禁煙週間」と定め、「世界禁煙デー記念シンポジウム」を開催するとともに、ポスターの配布等により正しい知識の普及啓発を行っている。</li> </ul> </li> <li>○ホームページを活用した情報提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省のホームページを利用してたばこに関する情報を国民に提供している。</li> </ul> </li> <li>○「喫煙と健康問題に関する検討会」報告書(平成13年12月) <ul style="list-style-type: none"> <li>「健康日本21」の策定を踏まえ、専門家による検討を行い、たばこ健康問題に関する最新の科学的知見を集積した報告書が取りまとめられた。</li> </ul> </li> </ul> <p>2. 未成年者の喫煙防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○未成年者喫煙禁止法(明治33年法律第33号) <ul style="list-style-type: none"> <li>未成年者の喫煙禁止、未成年者にたばこを販売した者に対する罰則等を規定している。</li> </ul> </li> <li>○たばこ広告に関する規制 <ul style="list-style-type: none"> <li>たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第42条第2項の規定に基づく、製造たばこに係る広告を行う際の指針により、未成年者の喫煙防止に配慮するよう規定している。</li> </ul> </li> <li>○未成年者喫煙防止のための適切なたばこの販売方法の取組について(平成16年6月28日3省庁局長連名通知) <ul style="list-style-type: none"> <li>年齢確認の徹底、たばこ自動販売機の適正な管理の徹底等、未成年者喫煙防止のための適切なたばこの販売方法について、警察庁、財務省及び厚生労働省より関係業界宛に通知を発出した。</li> </ul> </li> <li>○未成年者喫煙防止対策ワーキンググループの設置(平成17年1月18日) <ul style="list-style-type: none"> <li>関係5府省庁(内閣府、警察庁、財務省、文部科学省、厚生労働省)の密接な連携の下、未成年者の喫煙防止対策を促進するため、たばこ対策関係省庁連絡会議幹事会の下に設置し、①未成年者への喫煙防止教育、②たばこの入手方法に応じた喫煙防止、③喫煙習慣者への禁煙指導等について検討を行っている。</li> </ul> </li> </ul> <p>3. 公共の場及び職場における分煙の徹底及び効果の高い分煙に関する知識の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○受動喫煙防止対策について(平成15年4月30日健康局長通知) <ul style="list-style-type: none"> <li>健康増進法において、多数の者が利用する施設を管理する者は、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨を規定している。これを受け、平成14年6月に策定した分煙効果判定基準報告書等を参考にしながら、適切な受動喫煙防止対策を推進するよう、都道府県等に対して、同法の施行に併せ通知を発出した。</li> </ul> </li> <li>○職場における喫煙対策のためのガイドライン(平成15年5月9日) <ul style="list-style-type: none"> <li>労働者の健康確保と快適な職場環境の形成を図る観点から、喫煙対策の充実を図ることとし、新ガイドラインを策定し、これに沿った喫煙対策の円滑な実施に向け、事業場に対し、個別支援(指導)、研修会、シンポジウム等の普及啓発を行っている。</li> </ul> </li> <li>○地方自治体庁舎等における禁煙・分煙の実施状況調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成12年9月に、地方自治体庁舎等の公共の場及び職場を対象に、禁煙・分煙の実施状況調査を行っており、その後、平成15年5月に健康増進法が施行されたことを受け、施行後約半年を経過した時点(平成16年1月5日現在)での状況を把握するために、同様の調査を再度実施し、平成17年10月にその結果を公表した。</li> </ul> </li> </ul>

<p>施策の概要</p>	<p>○飲食店健康増進普及支援事業(平成 17 年度～) 都道府県において、飲食店等の営業者に対し、受動喫煙防止対策の意義、禁煙・分煙対策の実施により営業成績が向上した事例等の具体的な取組事例等を紹介する講習会を実施し、受動喫煙防止対策への取組を推進することとしている。</p> <p>4. 禁煙支援プログラムの普及</p> <p>○たばこ対策担当者講習会の開催 都道府県、政令市及び特別区のたばこ対策担当者を対象に、効果的なたばこ対策の推進に必要な最新の動向や知識の修得を図るために講習会を開催している。平成16年度からは、地方自治体と他の健康増進事業実施者との連携を図り、たばこ対策を効果的に推進するため、新たに医療保険者の保健事業実施担当者及び労働安全衛生法における安全衛生担当者等の参加も募り、講習会を実施している。</p> <p>○禁煙支援マニュアルの作成(平成 18 年5月) すべての市町村で禁煙支援が実施され、地域での保健指導や禁煙指導の充実を図るために、禁煙支援に取り組むための必要な基礎知識、実施手法、留意事項等を自己学習できるよう解説した禁煙支援マニュアルを作成。今後、その普及を図り、禁煙支援を推進する。</p> <p>○ニコチン依存症管理料の新設(平成 18 年度診療報酬改定) ニコチン依存症について、疾病であるとの位置付けが確立されたことを踏まえ、ニコチン依存症と診断された患者のうち禁煙の希望がある者に対する一定期間の禁煙指導について、新たに診療報酬上の評価を行う。</p> <p>5. その他</p> <p>○たばこ対策関係省庁連絡会議の設置(平成 16 年6月 15 日) 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の批准とともに、たばこ対策関係省庁連絡会議を設置し、対策の充実強化に向けた体制整備を行っており、今後とも、関係省庁の密接な連携の下にたばこ対策を促進することとしている。</p> <p>○たばこ対策緊急特別促進事業(平成 17 年度～) 都道府県において、①地域の関係者で構成される協議会を設け、関係者が連携してたばこ対策に取り組むこと、②未成年者や子どもへの影響の大きい父母等に対する喫煙防止対策に取り組むこと、③受動喫煙対策が遅れている施設等を対象とした禁煙・分煙指導の強化を図ること等に重点を置いた対策を支援し、地域におけるたばこ対策の推進を図ることとしている。</p> <p>○循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業 国民の健康の増進、生活習慣病に着目した疾病予防の推進のため、国内外の喫煙の実態に関する研究、喫煙習慣の改善に関する研究、未成年者の喫煙防止に関する研究等健康影響と喫煙対策の動向に関する研究を実施し、「健康日本21」の目標値の設定等の基礎資料として活用している。</p> <p>○たばこ対策に係る組織の拡充(平成 17 年 10 月) 厚生労働省においてたばこ対策に関する体制を強化するため、たばこ対策専門官を設置したほか、たばこ政策に係る効果的政策提言と実践に関する調査研究体制の整備を図るため、国立保健医療科学院の研究情報センターにたばこ政策情報室を設置した。</p>
--------------	--

## 7 アルコール

個別分野の施策	
アルコール	<p>飲酒は、急性アルコール中毒や臓器障害の原因となることがあり、健康に対し大きな影響を与えるものである。近年、成人の飲酒による健康影響の問題のみならず、未成年者による飲酒が問題となっており、また、アルコールに関連した問題は、健康に限らず交通事故等社会的な問題にも影響するものである。</p> <p>「健康日本21」においては、①多量に飲酒する人の減少、②未成年者の飲酒防止、③「節度ある適度な飲酒」の知識の普及について設定している。</p>
施策の概要	<p>1. 多量に飲酒する人の減少</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○アルコール対策担当者講習会の開催 都道府県、政令市及び特別区のアルコール対策担当者との健康増進事業実施者との連携を図り、効果的なアルコール対策の推進に必要な最新の動向や知識の修得を図るため、医療保険者の保健事業実施担当者及び労働安全衛生法における安全衛生担当者等の参加も募り、平成16年度からアルコール対策について講習会を実施している。</li> </ul> <p>2. 未成年者の飲酒防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○未成年者飲酒禁止法(大正11年法律第20号) 未成年者の飲酒禁止、未成年者に酒類を販売した者に対する罰則等を規定している。</li> <li>○「未成年者飲酒防止強調月間」(平成13年10月決定) 「未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱」(平成12年8月30日酒類に係る社会的規制等関係省庁等連絡協議会決定)に基づき、毎年4月に未成年者飲酒防止強調月間を設け、関係省庁が全国的な広報啓発活動を行い、国民の未成年者飲酒防止に関する意識の高揚等を図っている。</li> <li>○未成年者飲酒防止に係る取組について(平成13年12月28日3省庁局長連名通知) 年齢確認の徹底、酒類自動販売機の適正な管理の徹底等、酒類販売における未成年者飲酒防止に係る取組について、警察庁、国税庁及び厚生労働省より関係業界宛に通知を発出した。</li> <li>○シンポジウムの開催 アルコールがもたらす未成年者への健康影響について、正しい知識を普及啓発し、未成年者飲酒防止を呼びかけるためのシンポジウムを開催している。</li> </ul> <p>3. 「節度ある適度な飲酒」の知識の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ホームページを活用した情報提供 厚生労働省のホームページを利用してアルコールに関する情報を国民に提供している。</li> <li>○「アルコール保健指導マニュアル検討会」報告書(平成14年3月) アルコール対策において重要な役割を担う保健指導について、専門家による検討を行い、保健指導を実践する上で必要なアルコールに関する基礎知識等を集積した報告書が取りまとめられた。</li> </ul> <p>4. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業 国民の健康の増進、生活習慣病に着目した疾病予防の推進のため、国内外の飲酒の実態に関する研究、飲酒習慣の改善に関する研究、未成年者飲酒防止に関する研究等健康影響とアルコール対策の動向に関する研究を実施し、「健康日本21」の目標値の設定等の基礎資料として活用している。</li> <li>○「酒類販売業に関する懇談会」取りまとめ(平成16年12月国税庁) 酒類販売を取り巻く環境が大きく変化するなかで、これまでの取組を踏まえ、酒類の販売管理に対する社会的要請への今後のさらなる対応としてどのような施策が考えられるか検討を行い、「酒類販売業等に対する社会的要請へのさらなる対応のあり方」が取りまとめられた。</li> <li>○酒類に係る社会的規制等関係省庁等連絡協議会の設置(平成12年4月) 酒類に係る不当販売の防止対策の強化等公正取引環境の整備及び対面販売の励行の徹底等社会規制の実施について、関係省庁間で連絡協議を行い、関係施策の強化を図り、総合的な取組を推進するため協議会を設置。</li> <li>○未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱(平成12年8月) 未成年者の飲酒防止等のための社会的規制及び酒類販売の公正な取引環境の整備が強く要請されていることにかんがみ、関係省庁において酒類の販売方法や取り締まりの強化等について、施策の徹底を図ることとした。</li> <li>○アルコール教育実践講座((独)国立病院機構久里浜アルコール症センター) 医師及び看護師等のアルコール関連従事者に対する予防及び診断、治療に関する研修を開催している。</li> </ul>

## 8 歯の健康

個別分野の施策	
歯の健康	<p>歯の健康は、食物の咀嚼のほか、食事や会話を楽しむ等による、生活の質を確保するための基礎となる重要な要素である。歯科保健の分野では、生涯にわたり自分の歯を 20 歯以上保つことにより健全な咀嚼能力を維持し、健やかで楽しい生活をすごそうという 8020(ハチマル・ニイマル)運動が推進されており、この実現に向けた歯及び口腔の健康増進の推進が必要である。</p> <p>目標は、歯の喪失防止と歯の喪失の原因となるう蝕及び歯周病の予防について設定する。</p>
施策の概要	<p>歯科分野に関しては、地域の実情に応じた歯科保健事業の推進を目的に、8020 運動推進特別事業やかかりつけ歯科医機能支援事業等を平成 17 年度まで実施してきたところである。</p> <p><b>【普及啓発】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○フォーラム 8020 の開催 シンポジウム等による歯科保健に関する最新の知見、正しい知識等の普及啓発活動を実施。</li> <li>○歯の衛生週間の実施 毎年6月4日から 10 日までを歯の衛生週間とし、国民に対して歯や口腔の重要性やむし歯、歯周病予防に関する正しい知識等の普及を実施。</li> <li>○全国歯科保健大会の開催 国民に対する歯科衛生思想の普及啓発を目的として実施。</li> <li>○歯科保健に関するパンフレット等の作成・配布（8020 運動推進特別事業の活用）</li> </ul> <p><b>【人材育成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○8020 運動推進員(8020 サポーター)の育成（8020 運動推進特別事業の活用） 地域において 8020 運動を普及し、住民主体の健康づくり運動を推進するため、中心となる人材育成を実施。</li> <li>○歯科保健医療に関する研修会の開催（8020 運動推進特別事業の活用） 歯科保健医療関係者を対象に、地域歯科保健医療に関する研修会の開催。</li> </ul> <p><b>【環境整備(基盤整備)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域歯科保健計画の策定（8020 運動推進特別事業の活用） 地域における「健康日本 21」の目標値達成のためのアクションプラン等の作成。</li> <li>○地域歯科保健データベースの構築（8020 運動推進特別事業の活用） 地域における歯科保健情報の提供。</li> </ul> <p><b>【科学的知見の整理】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○歯科疾患実態調査の実施(6 年毎に実施・H17 年実施) 国民の歯科疾患の現状を明らかにし、今後の歯科保健対策を推進するための基礎資料を得るために、全国調査を実施。</li> <li>○フッ化物洗口ガイドラインの作成 う蝕予防の有効な手段としてのフッ化物洗口法の普及を図るため、ガイドラインを作成。</li> </ul> <p><b>【研究の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生労働科学研究における研究の実施 口腔の状態に起因する各種の疾患や病態を検証し、口腔保健が全身の健康状態に影響を及ぼしている状況の科学的評価を行う口腔保健と全身の健康状態の関係に関する研究、う蝕・歯周疾患の予防技術や治療技術の評価等に関する研究を実施。</li> </ul> <p><b>【幼児期・学齢期のう蝕予防】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○フッ化物応用(フッ化物歯面塗布・フッ化物洗口・フッ化物配合歯磨剤)の推進</li> <li>○う蝕予防に係る正しい知識等の普及、支援</li> <li>○かかりつけ歯科医機能支援事業の実施</li> </ul> <p><b>【成人期の歯周病予防】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○歯間部清掃用具(デンタル・フロス、歯間ブラシ等)の使用についての指導、普及</li> <li>○歯周病及び歯の喪失の原因となる喫煙の健康影響についての知識の普及</li> <li>○かかりつけ歯科医機能の充実による定期的な歯科健診及び歯石除去、ブラッシング指導の推進</li> </ul> <p><b>【歯の喪失防止(咀嚼機能の維持)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○8020 運動の推進</li> <li>○かかりつけ歯科医機能の充実による定期的な歯科健診及び歯石除去、ブラッシング指導の推進</li> </ul>

## 9 糖尿病

個別分野の施策	
糖尿病	<p>我が国の糖尿病患者数は、生活習慣と社会環境の変化に伴って急速に増加している。糖尿病は自覚症状がないことが多く、放置すると網膜症・腎症・神経障害などの合併症を引き起こし、末期には失明したり透析治療が必要となることもある。さらに、糖尿病は脳卒中、虚血性心疾患などの心血管疾患の発症・進展を促進することも知られており、生活の質の低下等を招いている。この疾患の対策としては、発症の予防、早期発見、合併症の予防が重要である。</p> <p>また、平成14年度に実施した糖尿病実態調査によると糖尿病が強く疑われる人は約740万人、糖尿病の可能性を否定できない人を合わせると約1,620万人と推計され、前回の調査結果を上回る結果となっている。</p> <p>「健康日本21」では、糖尿病の一次予防の推進を図る観点から、生活習慣の改善、糖尿病有病者の早期発見及び治療の継続について設定しており、平成17年度から開始している健康フロンティア戦略においては、糖尿病について発生率の20%減少を目標に掲げている。</p>
施策の概要	<p>1. 科学的根拠に基づく糖尿病対策の推進</p> <p>(1)調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○糖尿病実態調査の実施（5年毎に調査を実施。直近：平成14年度）</li> <li>○国民栄養調査の実施（～平成14年）、国民健康・栄養調査の実施（平成15年～）（栄養・食生活分野の再掲）</li> </ul> <p>(2)研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生労働科学研究の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・糖尿病戦略研究事業 <p>糖尿病について、予防、診断及び合併症を含む治療法の研究等、従来からの研究事業の取組に加え、将来における具体的な成果目標を設定し、確実な目標達成に向けた取組を推進する大規模戦略研究を平成17年度から5か年計画で実施する。</p> </li> <li>・循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業 <p>糖尿病をはじめ、生活習慣病に着目した疾病予防の推進のため、運動・栄養指導等による生活習慣病予防対策に関する研究等を実施している。</p> </li> <li>・医療技術評価総合研究事業 <p>（EBMの手法に基づく診療ガイドライン）</p> <p>糖尿病及びその合併症の診療において、診療の基準や指針を明示し適切な判断を下せるよう支援するガイドラインを作成している。</p> </li> </ul> </li> </ul> <p>2. 糖尿病に関する知識の普及啓発（一次予防）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生活習慣病予防週間（毎年2月1日～7日） <p>生活習慣病を予防するためには、健康づくりのための正しい知識の普及啓発を図ることが重要であることから、自らの生活習慣を見直すきっかけ（行動変容）となることを目的として実施している。</p> </li> </ul> <p>（栄養・食生活分野の再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○栄養・食生活に関する普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本人の食事摂取基準の策定</li> <li>・「食生活指針」の普及啓発（平成12年3月閣議決定）</li> <li>・「食事バランスガイド」の普及啓発</li> <li>・食生活改善推進員による普及啓発</li> <li>・食生活改善普及月間（毎年10月）</li> <li>・健康づくりのための食環境整備に関する検討会報告書（平成16年3月）</li> </ul> </li> </ul> <p>（身体活動・運動分野の再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○運動習慣の定着に必要な知識の普及・啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「健康づくりのための運動基準」、「健康づくりのための運動指針（エクササイズガイド 2006）」の策定（平成18年7月）</li> </ul> </li> <li>○健康増進施設の認定</li> </ul>



<p>施策の概要</p>	<p>3. 糖尿病の早期発見(二次予防)及び重症化の予防</p> <p>○老人保健事業による一般健診及び事後指導  医療等以外の保健事業は、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導の6事業からなり、市町村が、40歳以上の住民を対象として実施している。健康診査については、基本健康診査項目の中に血糖検査及びヘモグロビンA1c を取り入れ実施しており、健康教育については、個別健康教育のなかで、糖尿病の個別健康教育を実施している。</p> <p>○国保ヘルスアップモデル事業  糖尿病等の生活習慣病のハイリスク者に対する個別健康支援プログラムを開発・実践し、モデル事業の分析・評価を行うため、指定市町村(平成14年度から平成16年度にかけて、原則、都道府県に1か所を指定)において、指定を受けた年度から3年間モデル事業を実施し、その結果から有効な個別健康支援プログラムの実施マニュアルの策定に取り組んでいる。</p> <p>(参考)  関係団体による取組として、社団法人日本医師会、社団法人日本糖尿病学会及び社団法人日本糖尿病協会において、糖尿病の発症予防、合併症防止等の糖尿病対策をより一層推進し、国民の健康の増進と福祉の向上を図ることを目的とした「糖尿病対策推進会議」を設置したところである。  また、社団法人日本栄養士会においては、糖尿病の予防活動に重点をおいた活動を行うため、47都道府県栄養士会に「栄養ケア・ステーション」を設置することとしている。</p>
--------------	---